（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部改正）

**第四条**　特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）<br>**第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>［一～三　略］<br>四　次のいずれにも該当しないこと。<br>イ　［略］<br>ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［(1)～(14)　略］<br>(15)　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第百八条、第百九条、第百十条第一項、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第三号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定<br>(16)　［略］<br>［ハ～ヘ　略］<br>ト　育成就労法第十六条第一項の規定により育成就労認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者<br>チ　育成就労法第十六条第一項の規定により育成就労認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により育成就労認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの<br>［リ～ワ　略］<br>［五～十三　略］ | ［二・三　略］<br>2　［略］ |
| （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）<br>**第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>［一～三　同上］<br>四　次のいずれにも該当しないこと。<br>イ　［同上］<br>ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［(1)～(14)　同上］<br>(15)　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定<br>(16)　［同上］<br>［ハ～ヘ　同上］<br>ト　技能実習法第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者<br>チ　技能実習法第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの<br>［リ～ワ　同上］<br>［五～十三　同上］ | ［二・三　同上］<br>2　［同上］ |